

## 第2目標 「こども・若者に温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

### 【現状と課題】

こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者を権利の主体としてその権利を保障し、健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」の実現には、すべてのこども・若者が保護者や社会に支えられ、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けるとともに、他者との関りを通じて社会に参画できるよう支援することが必要です。

本県の令和5年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で1,542件、市町で1,336件、計2,878件と依然として高い水準で推移しており、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、こどもの安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を適正に配置するとともに、研修等の実施により専門性の向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な相談窓口である市町における相談支援体制、一時保護機能を含めた児童受入体制の構築、強化が重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

本県の代替養育を受けているこどもは、令和6年6月1日現在で、450人（児童養護施設286人、乳児院24人、里親89人、ファミリーホーム51人）おり、この他にもこどものケアニーズに応じて児童心理治療施設や児童自立支援施設等で暮らすこどももいます。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、こどもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的解決）の理念を念頭に、できる限りこどもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中のこどもはもとより退所者に対しても、関係機関が連携し、進学や就労、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、こどもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

### 【具体的な施策】

#### ②-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

##### ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

###### ① 心豊かな人間の育成

- 児童生徒が自己を確立し、社会の能動的形成者となるよう、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ります。
- 先人の業績等を学び、郷土を愛する態度、よりよく生きる喜びなどの道徳的価値の自覚を深める道徳教育や、実生活の課題を探究・解決する総合的な学習の時間の充実に努めるとともに、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、子育て体験活動などの体験活動を通して、豊かな心や社会性、人間関係形成能力を育成するなど、児童生徒の心の教育の充実に努めます。

- 児童生徒一人一人に応じた指導の工夫や特別活動の活性化を図ることにより、個性を伸ばし、創造性を育て、豊かな感性や情操をもった児童生徒の育成に努めます。

## ② **健康教育の充実**

- 教育課程理解促進研修等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。
- こどもの体力の低下や「運動するこども」と「そうでないこども」の二極化傾向を踏まえ、「えひめ子どもの体力向上プラン」、「第2次えひめ子ども健康サポート推進計画」の取組から得た課題に基づき、学校、家庭、地域が連携して、体育・スポーツ活動を推進します。
- 運動・生活習慣の改善等についても、粘り強い指導に努めます。
- 体育の授業改善や体育の授業以外で運動する場を設定するなど、学校の教育活動全体を通して、運動の日常化と豊かな人間性の育成に努めます
- 栄養教諭を中核とした食育の充実をはじめ、地域の専門家や関係機関等と連携した健康教育を一層推進します。
- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。
- 学校教育の場において、未成年の喫煙防止等に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだ包括的な教育を推進します。
- 性に関する教育、薬物乱用防止教育、安全教育に取り組み、生涯を通じ健康で明るい生活を営むための基礎づくりに努めます。

## ③ **食育の推進**

- ◎保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じたこどもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実を図ります。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

## ④ **読書活動と生涯学習の推進**

- こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、朝の読書活動の実施など、読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館においては、こどもの自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」や学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、情報ニーズに対応したり情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実に努めるとともに、司書教諭の配置促進を図り、学校図書館資料の選択・収集・提供やこどもの読書活動に対する指導等を行います。
- 県立図書館においては、関係機関との連携・協力を深め、こどもへの読み聞かせや地域の指導者の養成等を推進するとともに、こどもの読書に関する情報の収集・発信、こどもの読書活動の推進に関わる団体・関係者の育成など、こども読書活動の推進支援センターとしての機能の充実に努めます。
- 県立図書館を始めとする地域の図書館と学校図書館の連携を更に深め、調べ学習用の図書・資料の貸出や職場体験学習に対する協力、キャリア教育への支援など、学校図書館への支援に努めます。

- 「愛媛県子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書環境の充実を図るとともに、地域の活動リーダー、ボランティア等の養成に努めます。
- 多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりの推進に取り組みます。

#### ⑤ 「少年の日」による自己確立の促進

- 県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たに促し、将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域が連携して、「少年の日」の行事に取り組み、喜びや苦勞を分かち合いながら、共通の目標を達成することにより、共に協力し、信頼し合える望ましい人間関係づくりに努め、地域を挙げての青少年の健全育成を推進します。
- 県、教育委員会及び県青少年育成協議会が連携・協力し、中学校2年生を対象に、「少年の日」の三つの目標（自覚、立志、健康）を啓発し、大人への成長の自覚を促します。

#### ⑥ 青少年スポーツ活動の推進

- 「えひめ広域スポーツセンター」を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立や運営について支援を行い、地域スポーツの活性化に努めます。
- 青少年の多様なニーズに応じたスポーツ活動を、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体において、計画的・継続的に実施し、青少年の体力の向上と生涯を通してスポーツに親しむ素地を培っていきます。
- スポーツ教室、スポーツ大会、野外活動等各種スポーツ活動を通して、青少年が、健全な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。
- 東・中・南予に障がい者地域スポーツコーディネーターを設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設として位置付け、在校生、卒業生、地域の障がい者等を対象にスポーツの体験交流会や競技会を開催し、地域の障がい者等が身近にスポーツを楽しめる場を提供します。
- ジュニア選手の海外遠征や外国選手の合宿受入など、スポーツを通じた国際交流を推進し、競技力向上や異文化理解促進を図ることにより青少年の育成に努めます。

#### ⑦ 体験活動の推進

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通してこどもたちの健全な育成を支援します。
- ◎えひめこどもの城については、魅力ある新たな遊具の設置や、特に酷暑時など天候によらず安全に利用できるよう施設設備を積極的に進めるなど、本県唯一の大型児童館として更なる魅力向上に取り組むとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園を始めとするとべもり+(プラス)の各施設間の連携をさらに強化し、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- こどもが主体的に参加できる、社会体験、自然体験、交流体験など様々な体験活動を促進し、創造力、忍耐力、社会性、協調性、連帯感などを身に付けさせるとともに、自然や科学、読書、環境問題などこどもと大人が一緒に体験できる教室や講座を開催し、豊かな体験活動の推進を図ります。
- えひめ青少年ふれあいセンターにおいては、共同宿泊生活を通じたスポーツや文化活動などの体験活動を支援し、「規律・協同・友愛・奉仕の精神」を育み、心豊かで健全な青少年の育成を推進します。

#### ⑧ 青少年の社会参加活動の推進

- ◎青少年に社会での役割や責任を自覚してもらうことが重要であり、学校において、勤勞や奉仕・ボランティア等にかかわる体験的な学習を行うとと



もに、地域においても、地域行事、ボランティア活動、サークル活動等により多様な青少年の社会参加活動を推進します。

- 特に高校生を中心とした青少年の自主的・自発的ボランティア活動や健全な交流活動を官民協働で支援することにより、青少年の社会参加活動、ボランティア活動を促進していくとともに、ボランティア活動の普及・啓発に取り組みます。

### ⑨ **青少年の政治参画の促進**

- 教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。
- 生徒が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。

### ⑩ **学校における進路指導の充実**

- 生徒の人生100年時代や超スマート社会（「Society5.0」）、グローバル化、人口減少など社会構造の急速な変化に柔軟に対応できる力の向上を図るとともに、生徒が自己理解を深め、自らの能力、適性、進路希望に基づいて、将来の進路を主体的に選択し、自己実現が図れるよう、適切な援助・指導に努めます。
- 教育プログラムの充実・改善により、即戦力となる職業人の育成や上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観の育成を図ります。

### ⑪ **職場体験活動の充実**

- ◎生徒の進路意識の未成熟や勤労観、職業観の未発達などの課題の解決を図り、次代を担う若者が、希望を持って職業人生を送れるようにするため、小・中学校の段階から、職場体験などのキャリア教育を推進するとともに、職業選択を考える高校生に対しては、地元産業界へのインターンシップ・職場見学を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択・決定する態度や意志、意欲などを培っていきます。
- 望ましい職業観・勤労観を身に付けるだけでなく、働く厳しさややりがい、地域産業等のよさを感じられる5日間の職場体験学習を全公立中学校及び全県立中等教育学校前期課程で実施し、中学生のキャリア教育の充実を図ります。

### ⑫ **優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供**

- えひめ愛顔の子ども芸術祭や、とべもり+（プラス）を拠点とした芸術祭、博物館・美術館事業など、こどもも楽しみながら芸術文化や体験活動に参加・鑑賞できる機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する県総合科学博物館、県歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、こどもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

## イ **こどもまんなかまちづくり**

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、こどもが受動喫煙をしない社会づくりに努め

ます。

- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

## **ウ 子ども・若者が活躍できる機会づくり**

### **① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援**

- これから創業する方や創業後5年未満の事業者向けの融資制度を設けるなど、若者の創業を支援します。
- 愛媛ふるさと暮らし応援センターや移住コンシェルジュを設置し、大都市圏での移住フェア開催など移住相談機会を確保し、本県への就職・就農・起業支援情報の提供等を行い、若者のUIターン移住の促進を図ります。
- 県移住サイト「えひめ移住ネット」などデジタル媒体・技術を活用し、若者ニーズに対応した愛媛暮らしの魅力発信や情報提供を行うほか、移住への不安解消を図る移住体験機会の提供に努めます。
- テレワークなど本県への転職なき移住が可能となるよう、受入態勢を整え、若者の多様な働き方に対応した環境づくりを図ります。
- 求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用し、県外の移住希望者と県内企業とのマッチングを促進するとともに、市町とも連携した若者の就業・起業等による本県への移住を支援します。
- 県内の自治体と大学等との連携を強化するため、意見交換や情報共有等を行う連絡会議を設置し、地元就職の拡大や地元自治体等と連携した取組を促進します。
- 地域にとって貴重な人材となる地域おこし協力隊の誘致を市町と一体となって推進し、着任した隊員がしっかりと地域に定着できるよう受入から定着に至るまで、きめ細かな支援を行い、有能で高度な技能を持った若者の力による地域力の維持・強化を図ります。

### **② ESDの推進**

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が現代社会の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動する取組を推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。

### **③ グローバル社会で活躍する人材の育成**

- 外国語の背景にある文化に対する理解を深めさせるとともに、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることのできる能力を養う外国語教育を推進します。
- 国等が実施する事業等を積極的に活用し、意欲と能力のある生徒に対し、海外への留学機会を付与するための支援を充実させるとともに、留学生の受入れ体制を整え、国際的に開かれた学校づくりを推進します。
- 生徒の国際交流の機会を積極的に設け、あらゆる教育活動の場を通して、国際感覚を大切にしている指導を行い、国際化時代に主体的に対応できる人材の育成に努めます。
- 内閣府が行う青年国際交流事業に係る参加青年の募集等に協力することにより、国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青少年の育成支援に努めます。

### **④ スポーツ・文化活動の次世代育成**

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に培った友好国・地域との関係を継続・発展させ、代表クラス選手との交流機会を創出し、次世代アスリートの意識向上や技術力の向上に努めます。
- 国際大会や全国レベルの大会で、自らの能力を最大限発揮することができ

- る練習環境整備や、トップアスリートの育成強化に努めます。
- 豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成に努めます。

## **エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消**

- 保健所等において、思春期の身体的・精神的な悩み相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。
- 男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、こどもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。
- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- ◎様々な世代における固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。

## **②-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**

### **ア 疾病の予防**

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

### **イ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等**

- ◎男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、若いうちから健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発に努めるとともに、市町の取組を支援します。
- 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援につながるような切れ目のない支援体制を構築します。

### **ウ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療**

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。
- 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を実施します。

### **エ 小児科医師の確保**

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

### **オ 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備**

- ◎各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

### **カ 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援**

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児



童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

- 小児慢性特定疾病児童等及び難病患者については、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行い適切な医療の確保を図ります。
- 長期にわたり医療施設において療育を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

## キ 小児・AYA世代のがん患者への切れ目のない支援

- 小児がん・AYA世代のがんは、多種多様ながん種を含み、幼児期・小児期・思春期・若年成人といった特徴あるライフステージで発症することにより、治療だけでなく、就学、就労、婚姻等の社会的な課題のほか、生殖機能への影響など、個々のがん患者及び家族等の状況に応じ、様々な専門的対応が必要とされます。このため、病院を中心とした関係機関の連携の下、医療提供や相談支援、長期フォローアップに係る体制の充実等に取り組んでいきます。

## ②-4 **こどもの貧困対策**

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、こどもの貧困対策への取組を柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、○こどもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

○こどもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。

○市町によるこどもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとされました。

さらに、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたことを受け、同年12月に「こども大綱」が策定され、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

県では、貧困対策計画について、これまでも「第2期えひめ・未来・子育てプラン」に組み込んでおり、引き続き、「愛媛県こども計画」で一元的に取り扱うこととし、その中で、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、こどもの貧困問題に正面から向き合い、こどもファーストの考え方の下、市町におけるこどもの貧困対策について計画の策定を促すなど、市町や関係機関と緊密に連携していくこととしており、官民共同により令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、「子供の貧困対策に関する大綱」で示された39の指標の改善に向け、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組を積極的に進めます。

このほか、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関する諸規定の見直しを行った民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・

広報に努めます。

## ア 教育の支援

### ① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた幼児教育・保育は、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実により貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、これらの施設が幼児教育・保育の無償化を着実に実施し、こどもが安心して質の高い教育・保育を受けられるようにします。
- また、所得等に関係なく、すべてのこどもが良質な保育等サービスを受けられるよう、全国一律の幼児教育・保育の完全無償化を国に働きかけていきます。

### ② 教育費負担の軽減

- 義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的に実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。
- 平成 29 年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても国が補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。
- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度により、授業料を実質無償化(私立高等学校授業料については、令和 2 年 4 月から年収 590 万円未満世帯が対象)します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、高校生等奨学給付金制度により、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の高校生等の就学の機会を拡大します。
- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯のこどもが、高等学校等に進学する際には、入学金、入学考査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、そのこどもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。
- ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭のこどもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

### ③ 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭のこども等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよ



う、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進し、こうした体制づくり等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、こどもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、こどもに自己肯定感を持たせ、こどもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。

#### **④ 高等学校等における修学継続のための支援**

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

#### **⑤ 大学等進学に対する教育機会の提供**

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

#### **⑥ 地域における学習支援等**

- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されることから、地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾など幅広い地域住民等の参画による学習支援等の促進を図ります。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置促進に取り組みます。
- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。
- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- ひとり親家庭のこどもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終

了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。

### ⑦ **学校給食等を通じたこどもの食事・栄養状態の確保**

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- こども食堂など、地域におけるこどもの居場所づくりや多世代が交流するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯のこどもや孤食が常態化しているこどもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

### ⑧ **多様な体験活動の機会の提供**

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

## イ **生活の安定に資するための支援**

### ① **親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援**

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターにおける伴走型相談支援等を通じて、子育てに関する情報提供のほか、乳幼児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、保護者から養育についての相談を受け、助言を行うなど、必要な支援を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、こども家庭センターの設置を促進します。

### ② **保護者の生活支援**

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこ

- と等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組に対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。（一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能）
- 就労希望等により保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童を発生させないよう保育の受け皿の確保とともに、それを支える保育人材の確保に努めます。
- 放課後児童クラブについては、国の放課後児童対策に基づき、着実に施設整備やクラブ運営に必要な人材の確保を進めるとともに、対象となる児童が学年や家庭の事情等にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「こどもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、こどもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「こども家庭福祉」について履修することを通じ、こどもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際してのひとり親家庭への特別な配慮について、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、引き続き周知に努めます。
- 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に、里親宅や児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、活用可能な支援を推進します。

### ③ こどもの生活支援

- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、こどもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭のこどもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭のこどもについては、居場所づくりの観点から、こどもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- こども食堂など、地域におけるこどもの居場所づくりや多世代が交流するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯のこどもや孤食が常態化しているこどもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

【再掲】

### ④ こどもの就労支援

- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。



## ⑤ 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

## ⑥ 支援体制の強化

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで助言する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談窓口の設置に努めます。また、ひとり親等の事務手続に係る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。
- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながる体制の充実を図ります。
- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。

## ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

### ① 職業生活の安定と向上のための支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハ

ローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。

- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組に対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)

## ② ひとり親に対する就労支援

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。
- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ(夜間養護等)事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

## ③ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

## エ 経済的支援

### ① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童手当については令和6年の児童手当法の改正による所得制限の撤廃、多子加算の見直しや、支給回数が令和6年10月から年6回へと見直されことを受け、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。
- 児童扶養手当については、平成28年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引上げ、さらに、令和6年の児童扶養手当法の改正による所得制限の緩和及び多子加算額の統一を踏まえ、制度を円滑に実施します。

### ② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配布等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と同時に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。

### ③ 教育費負担の軽減

- すべての意思あるこどもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

### ④ その他の支援

- 労働者の育児やこどもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と20歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。

## ②-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

### ア 障がい児(者)の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- 障害児入所施設に入所する障がい児の幼児期からの育ちや発達を支援するため、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。
- 障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、福祉総合支援センター等による相談指導や子ども療育センター等を活用した療育指導、機能回復訓練などサービスの充実を図り、将来の自立に向け、関係機関との連携を図ります。
- 障がい児やその家族が、身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援等について、必要量確保や質の向上を図るとともに、事業所における災害・感染症対策に係る体制整備に努めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。



- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期に適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、すべての市町に設置した相談窓口のネットワーク構築や一層の強化により、ワンストップ相談体制の充実を図ります。また、県発達障がい者支援センター（あいゆう）では、各市町の困難事例に対して、専門的な支援を行うとともに市町相談員の資質向上を図るための研修会を開催するなど重層的な支援を行います。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。
- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携推進を図るための協議会や専門部会を開催するとともに、医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援体制を整備します。
- 障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談体制の整備や人材の育成など支援体制の充実を図るとともに、作品展などの発表の機会を確保し、障がい者の芸術文化活動を推進します。

## イ 特別支援教育の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 広域特別支援連携協議会の開催を通じて、教育、福祉、医療等の関係機関のネットワーク形成による円滑な連携協力を図り、広域の見地から特別支援教育を推進します。
- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、すべての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎障がいのあるこどもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。
- 各学校においては、特別支援教育の理念を踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒等の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等、特別支援教育を推進するための体制を整備し、支援の充実を図ります。
- 市町教育委員会には、県教育委員会や各学校の取組を踏まえ、障がいの早期発見・早期支援、就学相談の充実を図るとともに、関係機関等で構成する特別支援連携協議会を設置し、特別支援教育を総合的に推進することが

望まれます。

- 専門的知識を有する学識経験者や教員等によって組織している特別支援教育専門家チーム委員や調査員を小・中学校等へ派遣し、発達障がいのある児童生徒等に対する適切な支援の充実を図ります。
- 県立特別支援学校では、専門的な知識・技能を有する教員が、小・中学校等からの要請に応じ、教育相談や研修への講師派遣などを通して、障がいのある児童生徒への教育に関する助言・援助等を行う「特別支援学校センター的機能」の充実に努めます。
- しげのぶ特別支援学校をはじめ、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍する特別支援学校に看護師を適切に配置するとともに、特別支援学校教員がたん吸引等の実施のための研修を受講し、看護師と教員との連携による医療的ケアの実施体制を整備します。
- しげのぶ、今治、宇和の特別支援学校においては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、訪問教育による支援を行います。
- 病弱・身体虚弱のある児童生徒を対象として、小・中学校に特別支援学級を設置する他、県下4箇所の病院には院内学級を設置し、支援に努めます。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

## ウ 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組を強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。
- 企業、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施するとともに、各産業技術専門校に就労支援を担当するスタッフを配置することにより、障がいのある青少年の就職及び職場定着を支援します。
- 県立特別支援学校において、早期から家庭及び地域や福祉・労働等を所管する関係機関との連携を図り、キャリア教育を推進します。
- 事業所等における就業体験の機会を積極的に設けるほか、特別支援学校技能検定を充実させることにより、児童生徒等の好ましい勤労観・職業観を育てるとともに、進路先の拡大を図ります。
- 県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校生徒及び県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実を図ります。
- 法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度や職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化など、愛媛労働局等関係機関と連携し、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。
- 障がいの状態等により、一般就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業等の充実に努めるとともに、事業所利用者の就労意欲の向上や工賃の向上を図ります。

## ②-6 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

### ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

#### ① 児童相談所による支援体制の強化

- ◎児童虐待事案を含め、こどもや家庭から寄せられる様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、児童相談所に配置する児童福祉司や心理判定員等の専門職を、国の配置標準に基づき適正に配置するとともに、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を図りながら、きめ細かな相談援助に取り組みます。
- 児童相談所において、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けることで、こどもの利益を最善とした介入に対する躊躇をなくすとともに、親子関係再構築等の支援マネジメントを推進します。
- 保護者支援プログラムの習得に向けた研修の実施や民間専門機関と協働したペアレント・トレーニングを試験的に導入するなど、親子関係再構築支援の取組強化を行い、児童相談所や市町、里親支援センター、児童家庭支援センターによる支援体制の充実強化に努めます。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 児童相談所への弁護士の職員配置を含め、法的な専門性が求められる事案への適切な対応を行える体制整備を検討します。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、こどもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- ◎相談支援機能や一時保護環境の充実のため、児童相談所や一時保護所の施設・設備の改善を図るとともに、こどもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- ◎児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と女性相談支援機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童相談システムの閲覧端末を全警察署に配備し、警察が虐待事案を認知した際に児童相談所の対応歴等をリアルタイムで把握できる体制を整備するなど、児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。
- 国において、児童虐待事案でのAIを活用した全国統一ツールの開発が進められていることから、国の動向も踏まえ、児童相談所でのAI技術の活用について対応を検討します。

#### ② 地域における相談支援体制の構築・強化

- ◎市町におけるこども家庭センターの設置を促進し、虐待の未然防止、発生時の適切な対応を支援します。
- ◎児童相談所が中心となり、各市町のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の職員の専門性向上のための研修を実施するほか、市町における親子関係再構築支援など虐待の未然防止への取組を支援します。
- 子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、こどもに関わる保護者やこどもが気軽に相談できるSNS相談窓口を運用し、虐待の未然防止に努めます。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎各市町の実情に応じて、地域の社会資源を活用し、子育て短期支援事業などの家



庭支援事業の実施を推進します。

- 小児症例を扱う拠点病院と地域拠点病院を中心に、各地域での児童虐待防止医療ネットワークと子どもを守る地域ネットワークとの連携強化に取り組みます。
- ◎児童家庭支援センターの設置（松山圏域、今治・上島圏域、八幡浜・大洲圏域における設置）を促進し、地域の子どもや家庭からの相談対応のほか、児童相談所の指導措置委託を積極的に進めるなど、子ども家庭支援体制の強化を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）により、令和2年4月から子どもへの体罰禁止が法定化されたことから、体罰によらない子育てについて一層の周知・啓発に取り組みます。
- 毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間を中心に、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組み、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待を防止する気運を高めます。

## イ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

### ① 家庭的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎家族と離れて暮らす子どもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、「愛媛県社会的養育推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。
- ◎家庭と同様の環境の下での子どもの養育を推進するため、里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親支援センターを中心に、里親制度の広報・普及に努めるとともに、多様なニーズを有する子どもの受け皿となる新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの相談支援、自立支援など、関係機関と連携した包括的な里親養育支援に努めます。
- ◎家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎直ちに里親等へ委託することが困難な子どもができる限り良好な家庭的環境の下で生活できるよう、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進します。また、各施設への家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、看護師等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 子ども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。
- ケアニーズの高い子どもの自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。
- 若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV・性暴力防止啓発講座や中学校・高等学校教職員に対するデートDV・性暴力防止教育研修を開催します。
- 若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、

配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。

- 配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に関連・影響する可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、こどもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう、市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。
- 福祉総合支援センターや東予及び南予子ども・女性支援センターでは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 各市町や各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。

## ② 児童養護施設等のこどもへの学習・進学支援

- 児童養護施設等で暮らすこどもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、こどもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らすこどもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

## ③ 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、定期的な評価・見直しを行いながら、計画的に自立に向けた準備を行います。
- 児童養護施設を退所する者等の自立が難しい場合は、引き続き施設や里親等で生活できるよう、児童自立生活援助事業を活用した生活支援や就労支援を行うなど、自立を支援します。
- 施設入所等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者にこどもへの接し方などの助言等を行うなど親子関係再構築支援を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と児童家庭支援センターなど地域の関係機関とが連携し、定期的なこどもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。
- 児童養護施設を退所する者等の自立が難しい場合は、引き続き施設や里親等で生活できるよう、児童自立生活援助事業を活用した生活支援や就労支援を行うなど、自立を支援します。
- 退所者等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、こどもや若者の自立を支援する事業所）の入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。【再掲】
- 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。
- 退所者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、社会的養護自立支援拠点事業所において、退所者等の相互交流のほか、必要な情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整を行うなど、児童養護施設や里親等との重層的な支援に取り組みます。

## ④ 他の計画との関係

本計画は、愛媛県における社会的養護の基本的な考え方や体制整備等を包含した計画ですが、本計画の一部を構成する個別計画として「愛媛県社会的養育推進

計画」を策定しています。

## ウ ヤングケアラーへの支援

○家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題について、地域におけるヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくため、教育や高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等の多機関との連携が重要であり、令和6年改正子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、県と市町との役割分担を整理した上で、こども期から若者期へ至るまで切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。また、教職員については、啓発資料作成や研修会等を通じてヤングケアラーについての認識を深め、問題意識を喚起し、児童生徒の状況に応じた支援につなげます。

## ②-7 不登校・ひきこもり等への支援

### ア 不登校等への適切な対応

- 不登校を未然に防止するため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どのこどもにも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて、自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を行います。
- 入学・進級など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、すべてのこどもにとって、居場所があり、楽しく通える魅力ある学校づくりに努めます。
- ◎心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。
- 学校における教育相談体制（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等）を充実します。
- 校内サポートルーム及びメタバース上の学びの場である「メタサポキャンパス」において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組を推進します。

### イ ひきこもり等支援策の充実

- ひきこもりの問題は、本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等の状況が複雑に絡み合っており、その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、ひきこもり支援の充実を図るため、各機関の支援者を対象に資質向上のための研修を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。
- 本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するために、精神保健福祉分野をはじめ、児童福祉や労働、教育等の各分野が連携した「ひきこもり支援関係機関連絡協議会」を中心に支援情報の集約や共有を図るとともに、より身近な市町において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、各保健所及び心と体の健康センター（ひきこもり相談室）が市町と連携し、相談窓口整備等に対



する技術的支援を行います。

- 心と体の健康センター（ひきこもり相談室）では、ひきこもりに関する専門相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じて保健所等と連携しながら、回復に向けた支援を行います。

## ②-8 その他の配慮が必要な子ども・若者の支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組を支援します。
- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や、日本語指導の研修受講など教職員のキャリア教育等の支援を進めます。
- 教科書の内容を音声化した音声教材を活用するなど日本語に通じない児童生徒の学習に配慮します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。
- 外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動を支援することで、外国人技能実習の適正化に取り組むほか、外国人材雇用・共生推進連絡協議会を開催し、外国人労働者の適正、厳格な受入れに向けて関係機関との情報共有を図ります。
- 愛媛県国際交流センター内に設置している「愛媛県外国人相談ワンストップセンター」において、在県外国人に対する生活全般の情報提供や相談業務を実施するなど、生活者としての在県外国人の支援を行います。

## 目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02	総合型地域スポーツクラブの会員数	3,984人 (R6)	4,300人 (R9)	地域スポーツ課
03	えひめ食文化普及講座を受講後のアンケートで、「もう一度食べてみたい」と思う割合	92.0% (R5)	90.0% (R8)	農産園芸課
04	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	114.3% (R5)	120.0% (R11)	高校教育課
05	インターシップを体験したことのある高校3年生の割合	38.4% (R5)	64.5% (R11)	高校教育課
06	県事業に参加し、プレコンセプションケアに取り組む企業の数	1社 (R6)	30社（累計） (R8)	健康増進課
07	小児救急輪番制の実施地域数	4地域 (R6)	4地域 (R11)	医療対策課
08	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日 (R6)	毎日 (R11)	医療対策課
09	県内医療機関等における新生児マスクリーニング検査の実施率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	健康増進課
10	障害児通所支援の利用児童数	6,296人 (R5)	7,402人 (R8)	障がい福祉課
11	個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	99.3% (R6)	100.0% (R11)	特別支援教育課
12	こども家庭センターを設置する市町数	8市町 (R6)	20市町 (R8)	子育て支援課
13	子育て短期支援事業実施市町数	12市町 (R6)	19市町 (R11)	子育て支援課
14	児童家庭支援センターの設置数	1か所 (R6)	4か所 (R11)	子育て支援課
15	養育支援訪問事業の実施市町数	15市町 (R6)	16市町 (R11)	子育て支援課
16	小規模化・地域分散化した施設の箇所数（児童養護施設・乳児院）	7か所 (R6)	18か所 (R11)	子育て支援課
17	養育里親の登録数	305世帯 (R5)	508世帯 (R11)	子育て支援課
18	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	30.5% (R5)	55.7% (R11)	子育て支援課
19	ヤングケアラーピアサポーター活動回数	2回 (R6)	10回 (R9)	子育て支援課